

吸収合併に係る事後開示書面

(会社法第 801 条第 1 項及び会社法施行規則第 200 条に基づく事後開示書面)

2025 年 8 月 1 日

株式会社 A o b a - B B T
代表取締役 柴田巖

当社は、2025 年 6 月 9 日付で M e n t o r M e 株式会社（以下「MentorMe」といいます。）との間で締結した吸収合併契約に基づき、2025 年 8 月 1 日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、MentorMe を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行いました。よって、会社法第 801 条第 1 項及び会社法施行規則第 200 条に基づき、下記のとおり本合併に関する事後開示をいたします。

1. 本合併が効力を生じた日

2025 年 8 月 1 日

2. 吸収合併消滅会社における各手続の経過

(1) 吸収合併をやめることの請求（会社法第 784 条の 2 の手続）

MentorMe は当社の完全子会社であったため、該当事項はありません。

(2) 反対株主の株式買取請求（会社法第 785 条の手続）

MentorMe は当社の完全子会社であったため、該当事項はありません。

(3) 新株予約権買取請求（会社法第 787 条の手続）

MentorMe は新株予約権を発行していなかったため、該当事項はありません。

(4) 債権者の異議（会社法第 789 条の手続）

MentorMe は、会社法第 789 条第 2 項の規定に基づき、2025 年 6 月 27 日付の官報及び電子公告に合併公告を行いました。異議申述期限までに本合併に異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 吸収合併存続会社における各手続の経過

(1) 吸収合併をやめることの請求（会社法第 796 条の 1 の手続）

本合併においては、該当事項はありません。

(2) 反対株主の株式買取請求（会社法第 797 条の手続）

会社法第 797 条第 3 項の規定に基づき、2025 年 6 月 27 日付で株主宛てに通知を行いました。買取請求期限までに株式買取請求を行った株主はありませんでした。

(3) 債権者の異議（会社法第 799 条の手続）

会社法第 799 条第 2 項の規定に基づき、2025 年 6 月 27 日付の官報及び電子公告にて合併公告を行いました。異議申述期限までに本合併に異議を述べた債権者はありませんでした。

た。

4. 吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項

当社は、本合併の効力発生日をもって、MentorMe の資産、負債その他一切の権利義務を承継いたしました。

5. 会社法第 782 条第 1 項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面に記載された事項別添のとおりです。

6. 会社法第 921 条の変更の登記をした日

2025 年 8 月 1 日

7. 前各号に掲げるもののほか、本合併に関する重要な事項

該当事項はありません。

以上